

## 春日井市森浩一文庫設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、春日井市森浩一文庫（以下「文庫」という。）の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 森浩一氏から寄贈された図書及び資料をその寄贈趣旨に基づき広く活用するため、文庫を春日井市柏原町1丁目97番地1に置く。

(業務)

第3条 文庫は、前条の目的を達成するため次の業務を行う。

(1) 文庫の図書及び資料（以下「図書等」という。）の整理、保存及び利用に係る業務

(2) その他教育委員会が必要と認める業務

(管理及び運営)

第4条 文庫の管理及び運営は、春日井市教育委員会文化財課において行う。

(開館時間)

第5条 文庫の開館時間は、午前9時から午後4時30分までとする。ただし教育委員会が特に必要があると認めるときには、これを変更することがある。

(休館日)

第6条 文庫の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 月曜日

(2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

(3) 前2号に定めるほか、教育委員会が特に必要と認める日

(入場の制限等)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、文庫への入場を制限し、又は文庫を閉鎖することがある。

(1) 文庫の入場者が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 管理上支障があると認めるとき。

(3) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。

(利用)

第8条 図書等の利用は、文庫内での閲覧に限るものとする。

(図書等の複写)

第9条 図書等の複写を申し出ようとする者は、複写申込書（第1号様式）を提出するとともに、その実費を納めなければならない。

2 前項の場合において、教育委員会は、図書等の複写を不相当と認めたときは、申出に応じないことができる。

3 図書等の複写について、著作権法（昭和45年法律第48号）の規定による責任は、当該複写の申出をした者が負うものとする。

(損害賠償)

第10条 文庫の入場者が故意又は過失により文庫の設備、資料等を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月2日から施行する。

第1号様式（第9条関係）

第 号  
年 月 日

複写申込書

(あて先)春日井市教育委員会

住所

氏名

次のとおり、資料の複写を申し込みます。

使用目的	資料名	複写個所	枚数
			枚
			枚
			枚
			枚
			枚

著作権法の定めによる責任は、申込者が負います。